

令和元年5月10日

広島大学教職員組合執行委員長
丸田孝志様

広島大学理事（財務・総務担当）
山田道夫

附属学校園の進路指導主事等に対する手当の支給について

平成31年3月8日開催の団体交渉で要求のありました附属学校教員の進路指導主事及び学年主任に対する教育業務連絡指導手当（特殊勤務手当）の支給について、現在、法人化前の国家公務員時の支給基準を踏襲して適用していますが、附属学校園の状況を考慮し、下記のとおり取り扱いたいと考えています。

記

① 進路指導主事に対する手当

現在、進路指導主事に対する手当は、進路指導等における業務内容及び負担を考慮し、高等学校の進路指導主事のみ支給している。

しかし、附属東雲中学校及び附属三原中学校については、翠地区及び福山地区の中学校とは異なり、高等学校と連携していないことから、附属東雲中学校及び附属三原中学校の進路指導主事については、高等学校の進路指導主事と同程度の業務内容及び負担が生じているものと考えられるため、これらの主事に対して、平成31年4月から教育業務連絡指導手当（特殊勤務手当）（1日200円）を支給する。

② 学年主任に対する手当

現在、学年主任に対する手当は、一の学年における業務の内容及び負担を考慮し、3クラス以上の学年主任に対して支給している。

現状においても、3クラス未満の学年主任と3クラス以上の学年主任との業務内容及び負担が同程度であるものとは考えにくいいため、現行どおりの取扱いとする。